

最高裁秘書第5646号

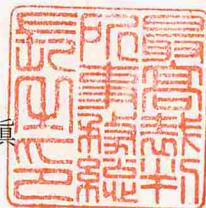
令和元年12月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書不開示通知書

4月25日付け（同月26日受付、最高裁秘書第2328号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所裁判官が期日において大法廷に入室する際の手順が書いてある文書
(最新版)

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）